

平成27年

第1回市議会定例会 議案第29号

函館市行政手続条例の一部改正について

函館市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市行政手続条例の一部を改正する条例

函館市行政手続条例（平成8年函館市条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条～第34条）」を
「第4章 行政指導（第30条～第34条の2）」に改める。

第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」

第3条第1項各号列記以外の部分中「第4章」を「第4章の2」に改め、同項第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）の相手方は、

当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと
思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出
て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることが
できる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見
陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしな
ければならない。

- (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律または条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な
調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適
合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をと
らなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是
正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれて
いるものに限る。）または行政指導（その根拠となる規定が法律また
は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するとき
は、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権
限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政
指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしな
ければならない。

- (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
- (2) 法令に違反する事実の内容

- (3) 当該処分または行政指導の内容
 - (4) 当該処分または行政指導の根拠となる法令の条項
 - (5) 当該処分または行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁または行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(函館市税条例の一部改正)
- 2 函館市税条例(昭和25年函館市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(提案理由)

行政指導に携わる者が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととし、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方が当該行政指導の中止等を求めることができることとし、および法令違反の事実がある場合に何人もその是正のための処分等を求めることができることとするため